経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

安全保障貿易管理について

～安全保障貿易管理説明会～

令和４年度
経済産業省委託事業

作成年月：令和5年1月時点

はじめに

説明会について

・本説明会は安全保障貿易管理の**初級編**として、輸出管理に携わる実務担当者、及び経営者・幹部の方の受講を想定しています。

・本説明会では安全保障貿易管理の制度・規制の内容及び輸出を行う際に実施すべき内容等について解説いたします。

・輸出管理におけるさまざまなリスクに備え、規制を理解した上で自社において**適切な輸出管理の体制を整える**必要を改めて認識してください。

・本説明会後、改めて自社の輸出管理の体制を見直し、改善していただくきっかけとなることを期待しています。

はじめに

説明会で理解していただきたい事項

1. 安全保障貿易管理の**必要性・重要性**を理解する
2. 安全保障貿易管理の**規制・ルール**を理解する
3. 輸出管理の**実務手続**を理解する

説明会後に、社内において輸出管理の**適切な運用に向けて体制を見直す機会**をつくる

重大な違反事例

違反により社会的な信用失墜や刑事罰に問われる事例が増えている

違反事例の概要	ニュースリリース
炭素繊維メーカーは、輸出許可を取得し、自社製の炭素繊維を中国に輸出していたが、今般、炭素繊維の一部が、許可を取得した**輸出先以外の事業者に流出**していた。 顧客や用途を確認する上で、中国の**現地子会社に取引審査を一任した**ことが原因である。	
軍事用ドローン（小型無人機）などに転用できる高性能モーターを**輸出の許可が必要となる旨の通知を受けていたにもかかわらず**、**許可を得ず**に中国に輸出しようとしたとして、外為法違反の容疑で、精密機器メーカーと社長が書類送検された。	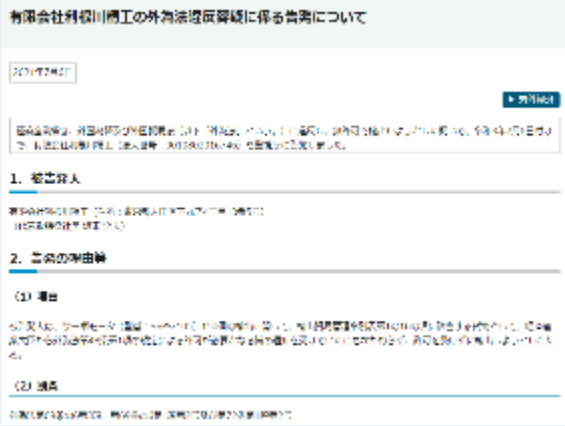

目次

第１講座

1　安全保障貿易管理とは

2　安全保障を巡る課題と国際輸出管理レジームの概要

3　安全保障貿易管理制度の概要

4　リスト規制

5　キャッチオール規制

6　仲介貿易・技術取引規制

7　輸出等の許可申請と申請窓口

8　違反に対する罰則等

＊参考資料P.　・・・参考関連ページ番号

目次

第２講座

1 輸出者等遵守基準

2 安全保障貿易管理の実施

3 法令遵守のための内部規程の整備

4 包括許可制度と立入検査

5 活用可能な有効ツール等

6 講座のまとめ

1　安全保障貿易管理とは

1. 安全保障貿易管理とは

目的	我が国又は**国際社会の平和及び安全を維持**すること

先進国が保有する高度な貨物や技術が、**大量破壊兵器等*1や通常兵器の開発等*2を行っているような国等**に渡った場合、**国際的な脅威**となる。

手段	**武器や軍事転用可能な貨物や技術**が、我が国及び国際社会の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために**輸出等*3を管理**する。

- 先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により**安全保障貿易管理**を推進。
- 我が国では外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき実施。

＊１：「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう　＊２：「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう
＊３：「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう

1. 安全保障貿易管理とは

輸出管理は、直接的な輸出のみではなく、輸出管理が厳格に実施されていない国を経由した、迂回輸出についても管理が必要となる

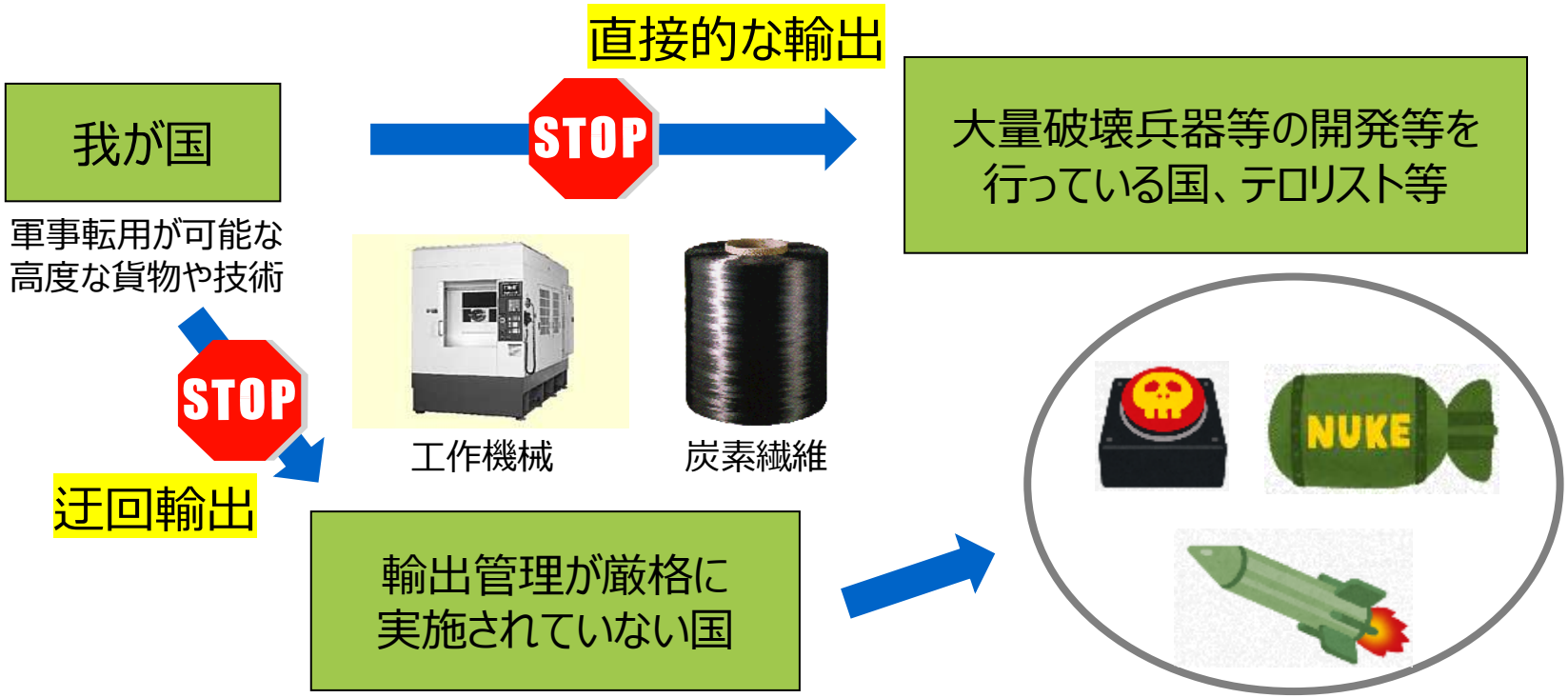

各企業において輸出管理体制を整えていくことは我が国を含む国際的な平和及び安全の維持のために**大変重要となっている**

2　安全保障を巡る課題と国際輸出管理レジームの概要

2-1. 安全保障をめぐる課題の深刻化

国際情勢が多様に変化をしており、核、ミサイル、化学兵器等大量破壊兵器の脅威は現実化

【中東】
・令和３年５月以降、イスラエルとパレスチナの軍事対立激化

【ロシア】
・令和２年８月、ロシアの反体制活動家に対する毒殺未遂が発生
・令和４年２月、ロシア軍がウクライナ侵攻を開始

【アフガニスタン】
・令和３年８月、アフガンから米軍撤退
・令和３年10月、アフガン首都爆破10人死亡、タリバンを狙う犯行

【北朝鮮】
・令和３年10月、ミサイル発射
・令和４年３月、北朝鮮再度「衛星実験」、弾道ミサイル発射

【イラン】
・令和３年６月、イランの大統領に反米・保守強硬派のライシ師が当選、アメリカとの間接協議にも影響が出る懸念

【中国】
・令和２年12月、中国で輸出管理法が施行
貨物、技術、サービスなどの輸出管理を強化

2-2. 機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化

様々な手段を使って実際のエンドユーザーの姿を隠しながら、懸念のある主体が機微技術や軍事転用可能な貨物を巧妙に獲得することを可能としているおそれがある。

ケース１

- **米国籍**のA氏は、**特殊金属粉末をイランに違法に輸出**した。
- その際、物品の真の仕向地（イラン）を隠すため、**最初にトルコに向けて発送**し、**トルコにてイラン向けに積み替え**られるよう手配した。

ケース２

- B氏と共謀者らは、**米国内で軍事転用可能なマイクロエレクトロニクスを調達し、ロシアに違法に輸出**した。
- その際、米国内での**調達にあたっては自らが再販売業者である事実を隠し、輸出にあたっては輸出製品を偽って分類**していた。

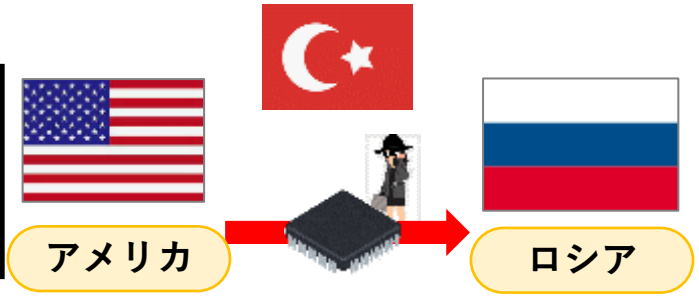

ケース３

- 大連を拠点に活動するE氏は、重慶市に所在する慣性航法装置製造企業の**ジャイロ及び加速度計を調達し、イランに転売**していた疑いが持たれている。その際、**在北京イラン大使館関係者が関与し、手荷物として機内に持ち込まれる**手口が使われた。

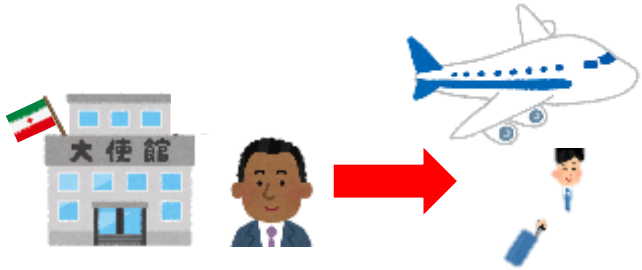

2-3. 汎用品の懸念用途への転用例

自社の製品は軍事用途ではないから大丈夫と思っていませんか

民生用途であっても懸念用途に転用される可能性があります

	民生用途	懸念用途
工作機械	自動車の製造や切削	ウラン濃縮用遠心分離機の製造
シアン化ナトリウム	金属メッキ工程	化学兵器の原材料
ろ過器	海水の淡水化	細菌兵器の製造のための細菌の抽出
炭素繊維	航空機の構造材料	ミサイルの構造材料

2-4. 国際輸出管理レジームの概要

国際的な枠組

条約 核兵器、生物・化学兵器そのものを規制

	大量破壊兵器関連			通常兵器
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
条約	NPT（核兵器不拡散条約）	①BWC ＊1 ②CWC ＊2	—	—
参加国機関	191か国	①182か国 ②193か国	—	—

国際輸出管理レジーム	NSG（原子力供給国グループ）	AG（ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ）	MTCR（ﾐｻｲﾙ技術管理ﾚｼﾞｰﾑ）	WA（ﾜｯｾﾅｰ・ｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ）
参加国機関	48か国	42か国およびEU	35か国	42か国

国際輸出管理レジーム 大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理

＊参考資料P. 3

国内の枠組み

外国為替及び外国貿易法

防衛装備移転三原則

＊1：①生物兵器禁止条約　＊2：②化学兵器禁止条約

3　安全保障貿易管理制度の概要

3-1. 安全保障貿易管理制度の全体像

安全保障貿易管理は、国際合意を踏まえ外為法に基づいて実施

国際合意(条約、国際輸出管理レジーム)
・大量破壊兵器等の拡散防止　・通常兵器の過度の蓄積防止

毎年改訂

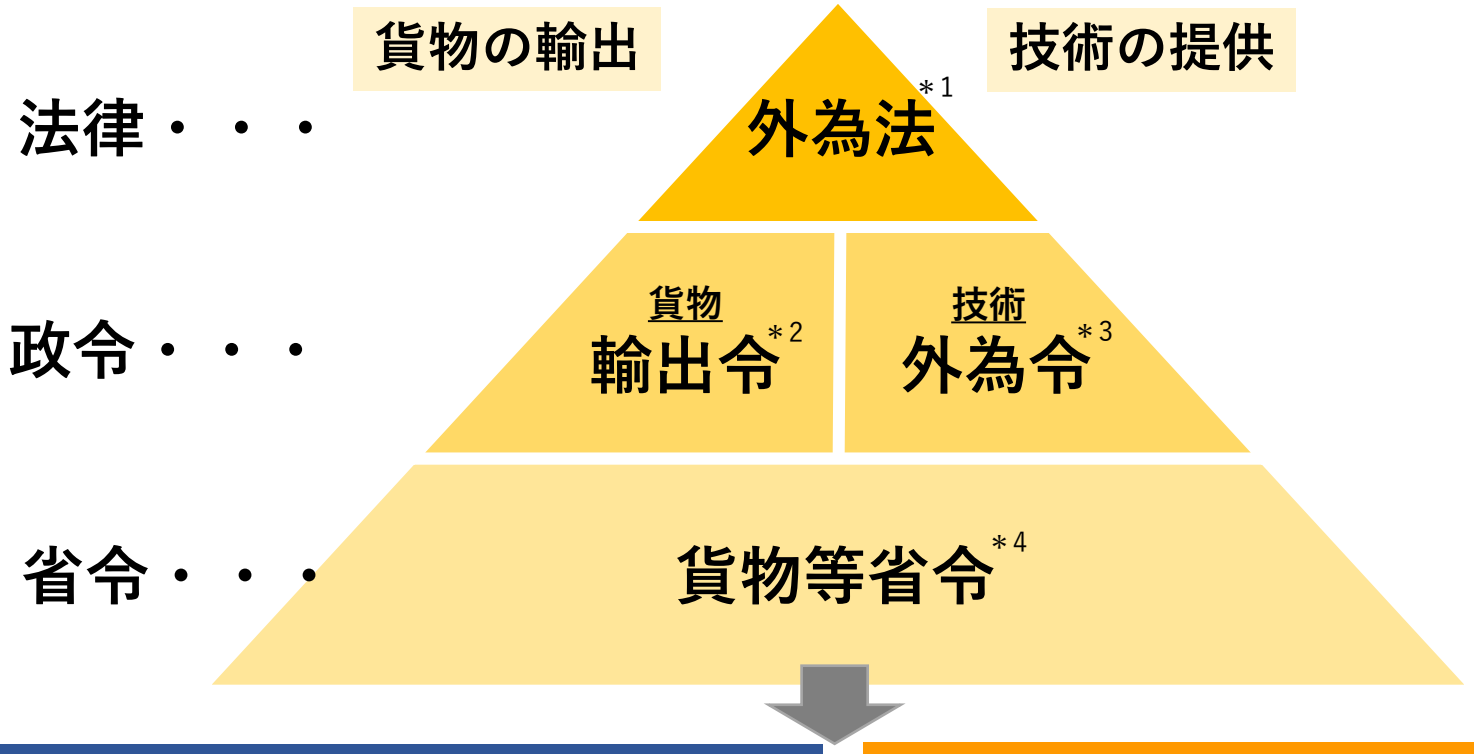

リスト規制　**キャッチオール規制**

＊1:外為法：外国為替及び外国貿易法　＊2:輸出令：輸出貿易管理令　＊3:外為令：外国為替令
＊4:貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

3-2. 輸出管理の対象

－日本－　　－外国－

貨物の輸出

工場の設置

販売

- ✓ 製品の輸出
- ✓ 無償サンプル提供
- ✓ 海外への返品等

ハンドキャリー
一時的持ち出し

技術の提供

設計図

技術指導

- ✓ 技術データや設計図の提供
- ✓ メール送信
- ✓ 海外からの研修生の受入れ・技術指導
- ✓ 特定類型に該当する居住者への技術提供　等

技術の提供は日本国内においても発生する

3-3. 技術の提供の規制行為

規制技術について、下記の取引を行う場合には経済産業大臣の許可が必要

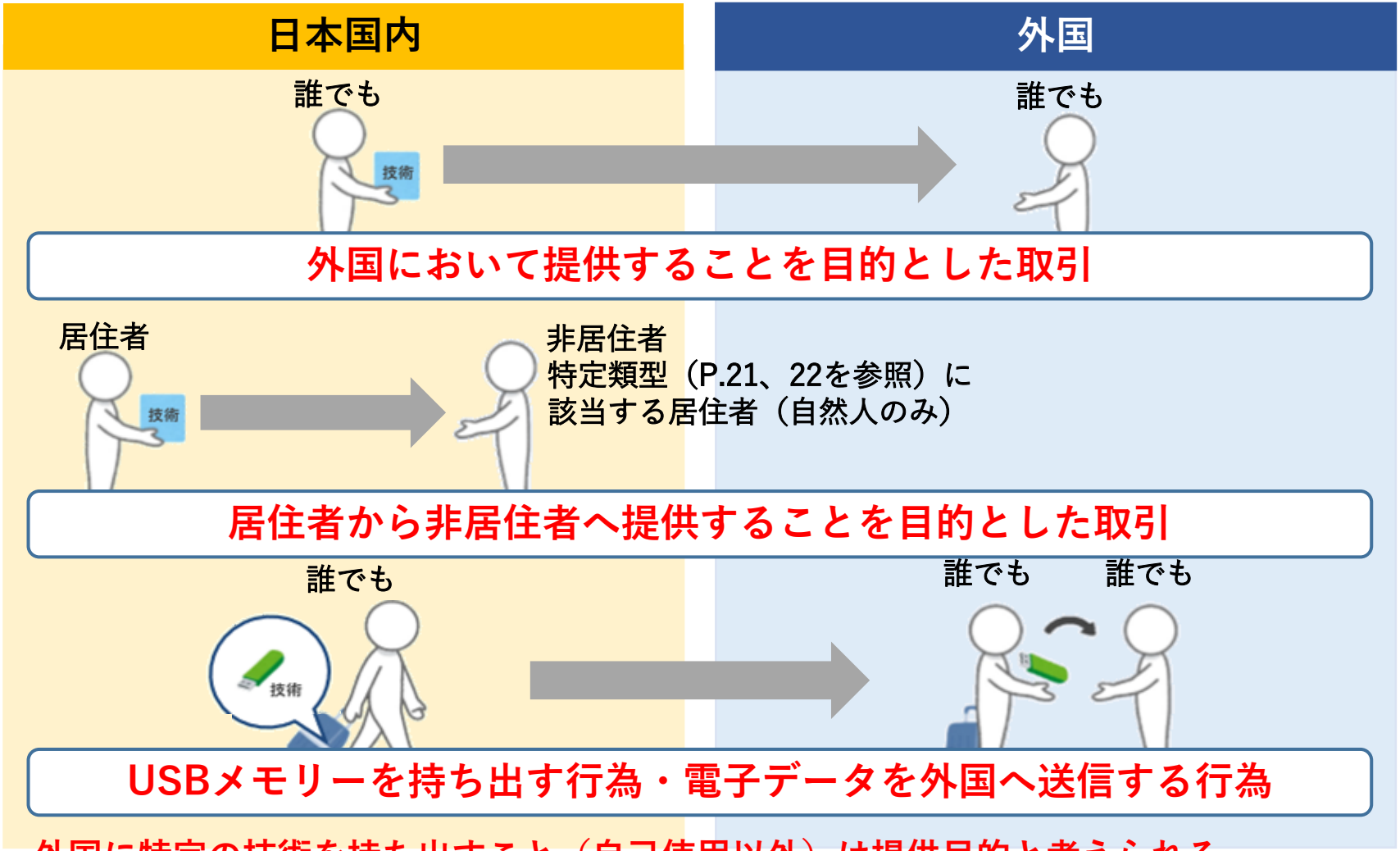

外国に特定の技術を持ち出すこと（自己使用以外）は提供目的と考えられる。

3-4. 居住者・非居住者の区分

居住者・非居住者の区分については下図の通り

	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

※上図によらずアメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者

3-5. 技術の種類と提供の形態

技術の種類

設計

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト　等

製造

すべての製造工程

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等

使用

設計、製造以外の段階で以下のもの

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の１の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

提供の形態

技術データ

文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラム

注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある

＊参考資料P.6

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他
技術データの提供も含まれる

3-6. 規制される技術の内容

貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報
原則、リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

ポイント

係る技術と必要な技術

- **係る技術**　貨物の設計、製造又は使用に直接関係する技術
- **必要な技術**　規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注 意

非該当貨物の製造技術(はみ出し技術)でも規制されることがある

参照：https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

3-7. 「みなし輸出管理」と「特定取引」

みなし輸出管理	技術の提供は、３-３「技術の提供の規制行為」に記載のとおり、複数の取引形態や行為を規制の対象としている。このうち、「居住者から非居住者への技術の提供を目的とする取引」の管理を「みなし輸出管理」という。みなし輸出管理は、国内の技術提供であっても規制の対象となる。
特定取引	居住者に対して技術を提供する取引であっても、居住者（自然人のみ。）が非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合は、当該居住者に技術を提供する取引（特定取引）は、当該非居住者に対する技術を提供する取引と事実上同一とみなす。

規制技術を提供する場合には、経済産業大臣への許可申請が必要となる。

3-8. 特定類型

下記の特定類型には下記の3種類がある

特定類型①	外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者
特定類型②	外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう）を得ている者又は得ることを約している者
特定類型③	本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

3-9. 制度の概要

それぞれの規制で対象地域や許可が必要な要件が異なる

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 （平成１４年４月～）	通常兵器 （平成２０年１１月～）	
規制対象	**政省令で定める品目** 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	**リスト規制品目以外の全品目** （食品、木材等を除く。）		
地域対象	全地域	グループA(①)を除く全地域	国連武器禁輸国・地域（②）	一般国（①及び②以外の国・地域）
許可が必要となる要件	—	**大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合** 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 (1) 用途要件 (2) 需要者要件	**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合** 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 用途要件	**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合** 1. 経産大臣からの通知

①輸出令別表第3の地域　②国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2）

4　リスト規制

4-1. リスト規制とは

リスト規制

国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを政令でリスト化し、規制の仕様を省令で規定している。この政省令に該当する貨物の輸出や技術を提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

①規制対象の貨物は**「輸出令・別表第１」の１項～15 項**
規制対象の技術は**「外為令・別表」の１項～15 項**
にリスト化されている。
②規制される貨物や技術の仕様(スペック)は、「貨物等省令」に規定されている。

☆全地域が対象

注意

用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！

4-2. リスト規制一覧　令和4年12月6日時点

項番	項目
1　武器	
(1)	銃砲・銃砲弾等
(2)	爆発物・発射装置等
(3)	火薬類・軍用燃料
(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(6)	運動ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等
(8)	軍用船舶等
(9)	軍用航空機等
(10)	防潜網・魚雷防御網他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等
(12)	軍用探照灯・制御装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物
(14)	軍用化学製剤用細胞株他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等
(16)	兵器製造用機械装置等
(17)	軍用人工衛星又はその部分品
2　原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(3)	重水素・重水素化合物
(4)	人造黒鉛
(5)	核燃料物質分離再生装置等
(6)	ﾘﾁｳﾑ同位元素分離用装置等
(7)	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ同位元素分離用装置等
(8)	周波数変換器等
(9)	ﾆｯｹﾙ粉・ﾆｯｹﾙ多孔質金属
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等
(10の2)	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ製造用装置等
(11)	しごきスピニング加工機等
(12)	1　数値制御工作機械 2　測定装置
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等
(14)	アイソスタチックプレス等
(15)	ロボット等
(16)	振動試験装置等
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
(18)	ベリリウム
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
(20)	ほう素１０
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
(22)	るつぼ
(23)	ハフニウム
(24)	リチウム
(25)	タングステン
(26)	ジルコニウム
(27)	ふっ素製造用電解槽
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
(29)	遠心力式釣合試験機
(30)	フィラメントワインディング装置等
(31)	レーザー発振器
(32)	質量分析計・イオン源
(33)	圧力計・ベローズ弁
(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石
(35)	真空ポンプ
(35の2)	スクロール型圧縮機等
(36)	直流電源装置
(37)	電子加速器・エックス線装置
(38)	衝撃試験機
(39)	高速度撮影が可能なカメラ等
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器
(41)	核兵器起爆（試験）用貨物
(42)	光電子増倍管
(43)	中性子発生装置
(44)	遠隔操作のマニピュレーター
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ
(47)	トリチウム
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等
(49)	白金触媒
(50)	ヘリウム３
(51)	レニウム等の一次製品
(52)	防爆構造の容器
3　化学兵器	
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料
(2)	化学製剤用製造機械装置等
(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等
3の2　生物兵器	
(1)	軍用細菌製剤の原料
(2)	細菌製剤用製造装置等
4　ミサイル	
(1)	ロケット・製造装置等
(1の2)	無人航空機(ＵＡＶ)・製造装置等
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(3)	推進装置等
(4)	しごきスピニング加工機等
(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン
(5の2)	ポンプに使用できる軸受
(6)	推進薬・原料
(7)	推進薬の製造・試験装置等
(8)	粉粒体用混合機等
(9)	ｼﾞｪｯﾄﾐﾙ・粉末金属製造装置等
(10)	複合材料製造装置等
(11)	ノズル
(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(14)	複合材用の炉・制御装置
(15)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用構造材料
(16)	ﾛｹｯﾄ・UAV用加速度計ｼﾞｬｲﾛｽｺｰﾌﾟ等
(17)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用飛行・姿勢制御装置他
(18)	アビオニクス装置等
(18の2)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用熱電池
(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(20)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ発射台・支援装置
(21)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用無線遠隔測定装置他
(22)	ﾛｹｯﾄ搭載用電子計算機
(23)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用Ａ／Ｄ変換器
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(24の2)	ﾛｹｯﾄ設計用電子計算機
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(26)	ﾛｹｯﾄ・ＵＡＶ用ＩＣ・探知装置・ﾚｰﾄﾞｰﾑ
5　先端材料	
(1)	ふっ素化合物製品
(2)	（削除）
(3)	芳香族ポリイミド製品
(4)	ﾁﾀﾝ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金成形工具
(5)	ﾁﾀﾝ・ﾆｯｹﾙ等の合金・粉、製造装置等
(6)	金属性磁性材料
(7)	ｳﾗﾝﾁﾀﾝ合金・ﾀﾝｸﾞｽﾃﾝ合金
(8)	超電導材料
(9)	（削除）
(10)	潤滑剤
(11)	振動防止用液体
(12)	冷媒用液体
(13)	セラミック粉末
(14)	セラミック複合材料
(15)	ﾎﾟﾘｼﾞｵﾙｶﾞﾉｼﾗﾝ・ﾎﾟﾘｼﾗｻﾞﾝ他
(16)	ﾋﾟｽﾏﾚｲﾐﾄﾞ・芳香族ﾎﾟﾘｱﾐﾄﾞｲﾐﾄﾞ他
(17)	ふっ化ポリイミド等
(18)	ﾌﾟﾘﾌﾟﾚｸﾞ・ﾌﾟﾘﾌｫｰﾑ・成型品等
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ｸﾞｱﾆｼﾞﾝ他

4-2. リスト規制一覧　令和4年12月6日時点

項番	項目
6　材料加工	
(1)	軸受等
(2)	数値制御工作機械
(3)	歯車製造用工作機械
(4)	アイソスタチックプレス等
(5)	コーティング装置等
(6)	測定装置等
(7)	ロボット等
(8)	フィードバック装置他
(9)	絞りスピニング加工機
7　エレクトロニクス	
(1)	集積回路
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
(3)	信号処理装置等
(4)	超電導材料を用いた装置
(5)	超電導電磁石
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(7)	高電圧用コンデンサ
(8)	エンコーダ又はその部分品
(8の2)	ｻｲﾘｽﾀｰﾃﾞﾊﾞｲｽ・ｻｲﾘｽﾀｰﾓｼﾞｭｰﾙ
(8の3)	電力制御用半導体素子
(8の4)	光変調器
(9)	サンプリングオシロスコープ
(10)	アナログデジタル変換器
(11)	デジタル方式の記録装置
(12)	信号発生器
(13)	周波数分析器
(14)	ネットワークアナライザー
(15)	原子周波数標準器
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(16)	半導体製造装置等
(17)	マスク・レチクル等
(17の2)	マスク製造基材
(18)	半導体基板
(19)	レジスト
(20)	ｱﾙﾐﾆｳﾑ・ｶﾞﾘｳﾑ他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物
(21)	燐・砒素・ｱﾝﾁﾓﾝの水素化物
(22)	炭化けい素等
(23)	多結晶の基板
8　電子計算機	
(1)	電子計算機等
9　通信	
(1)	伝送通信装置等
(2)	電子交換装置
(3)	通信用光ファイバー
(4)	〈削除〉
(5)	フェーズドアレーアンテナ
(5の2)	監視用方向探知器等
(5の3)	無線通信傍受装置等
(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(5の5)	インターネット通信監視装置等
(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
(7)	暗号装置等
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等
(9)	（削除）
(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等
(11)	(7)、（８）若しくは（１０）の設計・製造・測定装置
10　センサー等	
(1)	水中探知装置等
(2)	光検出器・冷却器等
(3)	センサー用の光ファイバー
(4)	電子式のカメラ等
(5)	反射鏡
(6)	宇宙用光学部品等
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(7の2)	非球面光学素子
(8)	レーザー発振器等
(8の2)	レーザーマイクロフォン
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(9の2)	水中検知装置
(10)	重力計・重力勾配計
(11)	レーダー等
(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル
(12)	光反射率測定装置他
(13)	重力計製造装置・校正装置
(14)	光検出器・光学部品材料物質他
11　航法装置	
(1)	加速度計等
(2)	ジャイロスコープ等
(3)	慣性航行装置
(4)	ｼﾞｬｲﾛ天測航法装置、衛星航法ｼｽﾃﾑ電波受信機、航空機用高度計等
(4の2)	水中ｿﾅｰ航法装置等
(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
12　海洋関連	
(1)	潜水艇
(2)	船舶の部分品・附属装置
(3)	水中回収装置
(4)	水中用の照明装置
(5)	水中ロボット
(6)	密閉動力装置
(7)	回流水槽
(8)	浮力材
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
(10)	妨害用水中音響装置
13　推進装置	
(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	ロケット推進装置等
(4)	無人航空機等
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
14　その他	
(1)	粉末状の金属燃料
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(3)	ディーゼルエンジン等
(4)	〈削除〉
(5)	自給式潜水用具等
(6)	航空機輸送土木機械等
(7)	ロボット・制御装置等
(8)	削除
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(10)	簡易爆発装置等
(11)	爆発物探知装置
15　機微品目	
(1)	無機繊維他を用いた成型品
(2)	電波・赤外線の吸収材・導電性高分子
(3)	核熱源物質
(4)	デジタル伝送通信装置等
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(5)	水中探知装置等
(6)	宇宙用光検出器
(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(8)	潜水艇
(9)	船舶用防音装置
(10)	ﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、ｽｸﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、複合ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝ等

4-3. リスト規制の注意点

注意すべきポイントの一部を下記に整理

注意点①

複数の項目によって
規制される場合がある

例）
A:炭素繊維
2項(17)、4項(15)、5項(18)、13項(3)[*1]
B:工作機械 2項(２)-1、6項-2
C:集積回路 7項(１)、9項(７)

注意点②

リスト規制は
原則、毎年改正される

最新の規制リストを参照のうえ、
規制の有無を確認する

＊1：各項番の指す品目はマトリクス表にて確認　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

4-3. リスト規制の注意点

注意すべきポイントの一部を下記に整理

注意点③

装置が規制されていなくても、その**部分品・附属品が規制される場合がある**

貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されているかの確認が必要である

注意点④

法令等に記載されている名称は一般的に使用されている名称と異なる場合がある

例：GPS

輸出令 4項（18）
　アビオニクス装置またはその部品
貨物等省令3条19号ハ
　衛星航法システムから電波を受信する装置

※経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)を参照できる。

5　キャッチオール規制

5-1. 大量破壊兵器等キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物や技術であって、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

規制対象

リスト規制品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。）

【輸出令別表第１の１６項及び外為令別表の１６項で規定】

※「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には注意が必要

規制地域

輸出令別表第３の地域(グループA)を除く地域

輸出令別表第3の地域：
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、 ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、 スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

5-1. 大量破壊兵器等キャッチオール規制

許可が必要となる要件

用途・需要者に懸念がある場合には、経産省に相談を！

（１）インフォーム要件

・経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

（２）客観要件

① 用途要件

・大量破壊兵器等の開発等*1に用いられるおそれがある場合

②需要者要件

・大量破壊兵器等の開発等を行っている又は行っていた場合

・外国ユーザーリスト*2に掲載されている場合

ただし、大量破壊兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなとき*3*4を除く。

＊1: 大量破壊兵器等の開発等：大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵
＊2: 外国ユーザーリスト：経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト
＊3: 参考省令：輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
＊4: 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン：大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続について

5-2. 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

以下の貨物を輸出等する場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが必要。

懸念される用途	品目
核兵器	1. リン酸トリブチル（ＴＢＰ）
核兵器、ミサイル	2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
	3. チタン合金
	4. マルエージング鋼
核兵器	5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
核兵器、ミサイル	6. しごきスピニング加工機
	7. 数値制御工作機械
	8. アイソスタチックプレス
	9. フィラメントワインディング装置
核兵器	10. 周波数変換器
	11. 質量分析計又はイオン源
核兵器、ミサイル	12. 振動試験装置
	13. 遠心力釣り合い試験器
	14. 耐食性の圧力計・圧力センサー
	15. 大型の非破壊検査装置
核兵器	16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
	17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
	18. 大型発電機
	19. 大型の真空ポンプ
	20. 耐放射線ロボット
核兵器、ミサイル	21. ＴＩＧ溶接機、電子ビーム溶接機
核兵器	22. 放射線測定器
ミサイル	23. 微粉末を製造できる粉砕器
	24. カールフィッシャー方式の水分測定装置

懸念される用途	品目
ミサイル	25. プリプレグ製造装置
核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛
ミサイル	27. ジャイロスコープ
	28. ロータリーエンコーダ
	29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）
	30. クレーン車
生物兵器	31. 密閉式の発酵槽
	32. 遠心分離機
	33. 凍結乾燥機
ミサイル、化学兵器	34. 耐食性の反応器
	35. 耐食性のかくはん機
	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
	37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
	38. 耐食性の充てん用の機械
ミサイル、生物・化学兵器	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（ＵＡＶ）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）
	40. ＵＡＶに搭載するよう設計された噴霧器
化学兵器	41. N-(1-ﾌｪﾈﾁﾙ-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ)ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ（別名ﾌｪﾝﾀﾆﾙ）(437-38-7),N-[1-[2-(4-ｴﾁﾙ-5-ｵｷｿ-2-ﾃﾄﾗｿﾞﾘﾝ-1-ｲﾙ)ｴﾁﾙ]-4-(ﾒﾄｷｼﾒﾁﾙ)-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ]ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ（別名ｱﾙﾌｪﾝﾀﾆﾙ）（71195-58-9),ﾒﾁﾙ=1-ﾌｪﾈﾁﾙ-4-(N-ﾌｪﾆﾙﾌﾟﾛﾊﾟﾝｱﾐﾄﾞ)ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾝ-4-ｶﾙﾎﾞｷｼﾗｰﾄ(別名ｶﾙﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(59708-52-0),1-(2-ﾒﾄｷｼｶﾙﾎﾞﾆﾙｴﾁﾙ)-4-(ﾌｪﾆﾙﾌﾟﾛﾋﾟｵﾆﾙｱﾐﾉ)ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾝ-4-ｶﾙﾎﾞﾝ酸ﾒﾁﾙｴｽﾃﾙ(別名ﾚﾐﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(132875-61-7),N-[4-(ﾒﾄｷｼﾒﾁﾙ)-1-[2-(2-ﾁｴﾆﾙ)ｴﾁﾙ]-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ]ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ（別名ｽﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(56030-54-7)

令和4年10月7日 時点

5-2. 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～

懸念される用途	品目
化学兵器	1．ドラフトチャンバー
生物・化学兵器	2．フルフェイスマスクの呼吸用保護具
化学兵器	3．三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、N，N－ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)　他
	4．ジエチレントリアミン(111-40-0)
	5．ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)
生物兵器	6．バイオセーフティキャビネット、グローブボックス
	7．バッチ式遠心分離機
	8．発酵槽
化学兵器	9．反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（11．を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔
生物兵器	10．クリーンルーム、ＨＥＰＡフィルター付きのファン
化学兵器	11．真空ポンプ又はその部分品
	12．化学物質の分析装置、検知装置等

懸念される用途	品目
化学兵器	１３．クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）
	１４．チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１５．ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１６．チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１７．アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１８．ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１９．ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	２０．圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの
	２１．水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90％以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム（75-16-1）、ホルムアルデヒド（50-00-0）、2,2'-イミノジエタノール（111-42-2）、炭酸ジメチル（616-38-6)　他

令和4年10月7日 時点

5-3. 外国ユーザーリスト（2022年11月9日改正）

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注）外国ﾕｰｻﾞｰﾘｽﾄは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国　名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	21
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	147
シリア	19
台湾	4
中国	94
パキスタン	90
香港	10
レバノン	9
ロシア	42
合　計	670

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	・FOUNDATION FOR CONSTRUCTION ・NATION BUILDING ・RECONSTRUCTION FOUNDATION ・RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY ・RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH ・UMMAH TAMEER I-NAU ・UMMAH TAMIR E-NAU ・UMMAH TAMIR I-NAU ・UMMAT TAMIR E-NAU ・UMMAT TAMIR-I-PAU	核 N
			∫	
669	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	・AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov ・Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I. Toropov" ・Vympel NPO	ミサイル M
670	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	・AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod ・JSC MMZ ・Miass Machine-Building Factory	ミサイル M

5-4. 通常兵器キャッチオール規制

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物や技術であって、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

規制対象

リスト規制品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。）

【輸出令別表第１の１６項及び外為令別表の１６項で規定】

※「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例」の貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、注意が必要

規制地域

①国連武器禁輸国・地域＊1

②輸出令別表第３の地域及び国連武器禁輸国・地域を除く地域　（一般国）

＊１国連武器禁輸国・地域　：国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（輸出令別表第３の２）
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

5-4. 通常兵器キャッチオール規制

規制地域によって許可が必要となる要件が異なる

用途に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

許可が必要となる要件

		国連武器禁輸国・地域	一般国
インフォーム要件		有	有
客観要件	用途要件	有	無
	需要者要件	無	無

5-5. 通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

懸念される用途	品目
通常兵器	1. ニッケル合金又はチタン合金
	2. 焼結磁石
	3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリーノルマルーブチルを含むもの
	5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
	6. 軸受又はその部分品
	7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ　数値制御を行うことができる工作機械 ロ　鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
	8. 二次セル
	9. 波形記憶装置
	10. 電子部品実装ロボット
	11. 電子計算機又はその部分品
	12. 伝送通信装置又はその部分品
	13. フェーズドアレーアンテナ
	14. 通信妨害装置又はその部分品
	15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
	16.光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
	17.センサー用の光ファイバー
	18.レーザー発信器又はその部分品

懸念される用途	品目
通常兵器	19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品
	20.重力計
	21.レーダー又はその部分品
	22.加速度計又はその部分品
	23.ジャイロスコープ又はその部分品
	24.慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
	25.ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
	26.水中用のカメラ又はその附属装置
	27.大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
	28.開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
	29.ガスタービンエンジン又はその部分品
	30.ロケット推進装置又はその部分品
	31.29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	32.航空機又はその部分品
	33.ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
	34.フラッシュ放電型のエックス線装置

令和３年１２月１５日 時点

6　仲介貿易・技術取引規制

6-1. 仲介貿易・技術取引規制の概要

仲介貿易・技術取引規制

- 外国相互間の貨物の移動を伴う取引※又は技術の提供の取引について、以下の場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

① 対象の貨物・技術が武器（輸出令別表第１又は外為令別表の１項）である場合

② 輸出令別表第１又は外為令別表の２項～１６項に該当する貨物・技術を輸出令別表第３の地域を除く地域間で移動又は移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のおそれのある場合

③ 経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合

※貨物の移動を伴う取引：貨物の移動を伴う取引とは、貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引をいう。

6-2. 仲介貿易・技術取引規制の概要

仲介貿易取引の例

日本国内の企業が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合

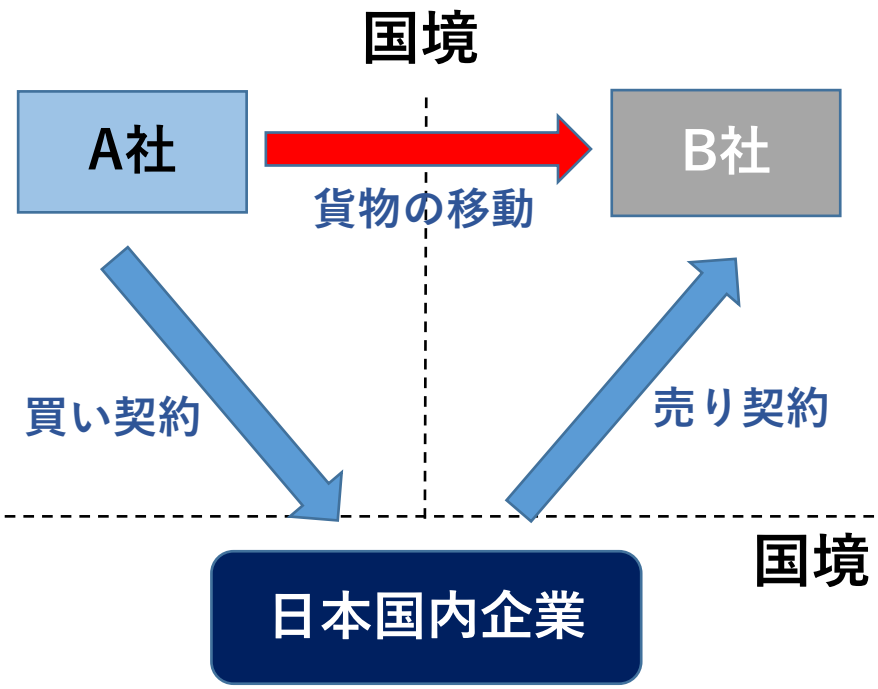

日本企業の海外支店が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合

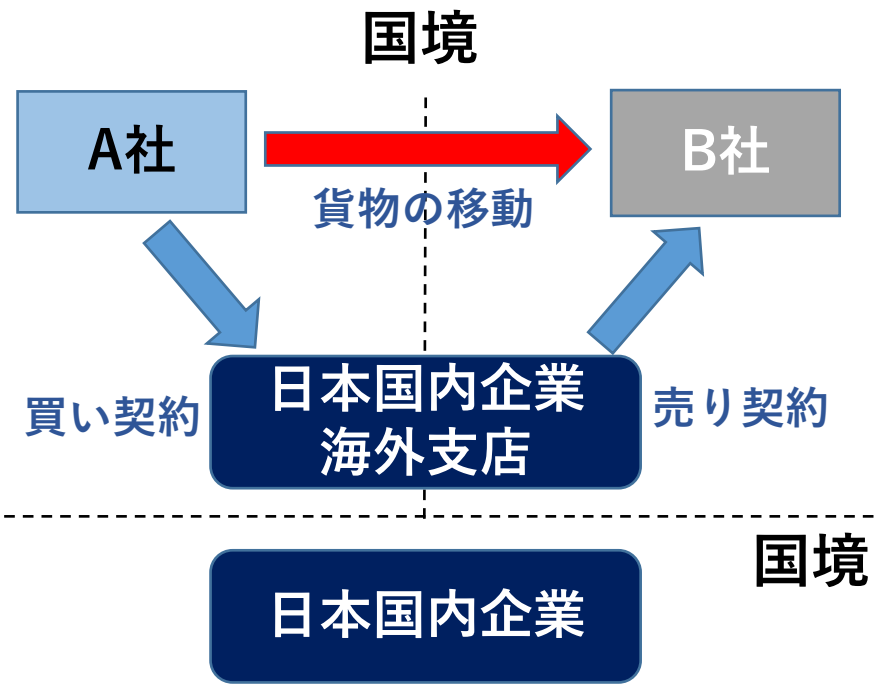

※右側図は海外支店の場合は対象となるが、海外法人（別法人）の場合は仲介貿易の対象外となる

輸出令別表第1の第2項から第16項の貨物は、A社又はB社の所在国又は地域が輸出令別表第3の地域以外の場合

7　輸出等の許可申請と申請窓口

7-1. 輸出等許可審査フローチャート

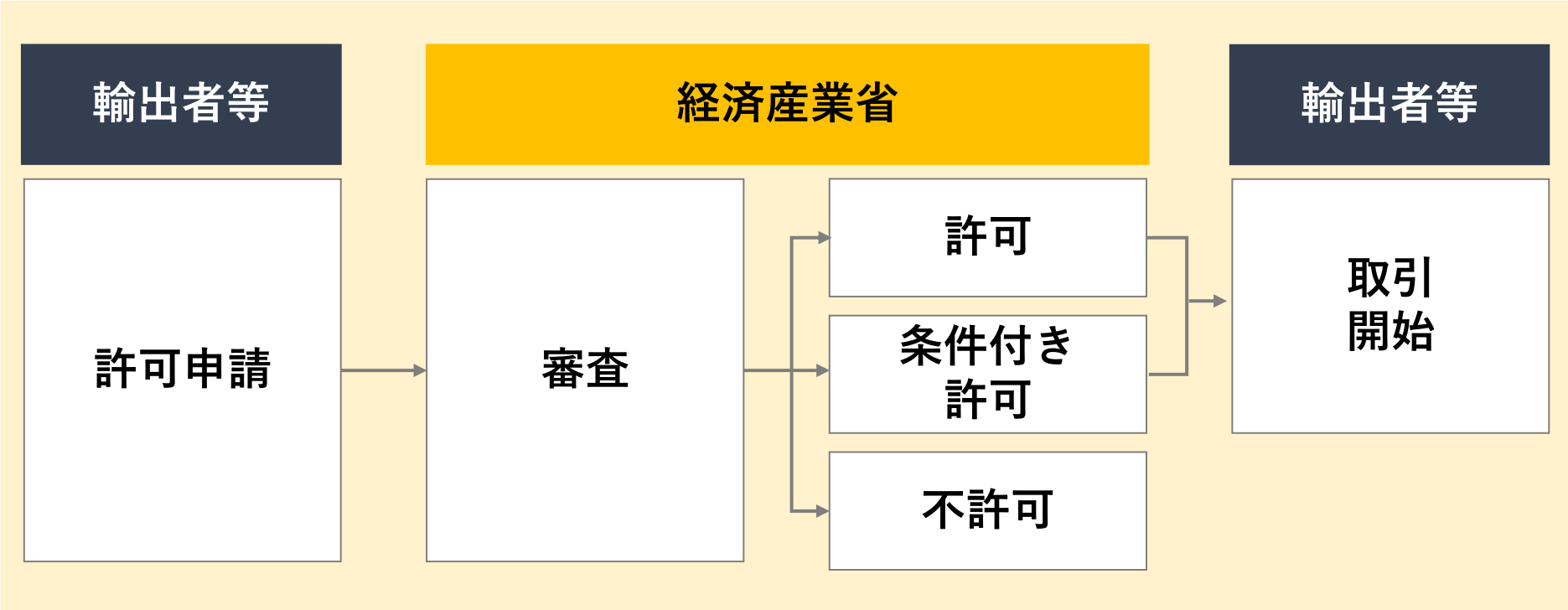

＜審査基準＞
国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か　等

＜審査期間＞
受理後の審査期間は原則として90日以内

7-2. 輸出等許可の申請方法

許可申請の方法は、電子申請（NACCS外為法関連業務）のみとなります。2022年7月1日以降は、紙での申請はできません。
（一部電子申請に対応していない手続きを除きます。）

- 電子申請を行うには、事前手続が必要です。
- 利用申込みから事前手続完了まで３～４週間かかりますので、早期にご準備をお願いいたします。

※ 制度の詳細等については、「安全保障貿易管理」のホームページをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
（関係法令の改正情報）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html

※ 電子申請については、「電子申請（NACCS外為法関連業務）」のホームページをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

出典：経済産業省安全保障貿易管理HP　電子申請のお知らせ

7-3. 提出書類と申請窓口

安全保障貿易管理HPアドレスより閲覧が可能

- ✓ 提出書類（A～F）をクリックすると　それぞれ必要となる資料が表示。
- ✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

申請書類・窓口一覧（貨物）

※一部申請窓口が異なる場合があります

輸出令別表第1の該当項番		仕向地	提出書類	申請窓口
3項(2)(3)	3項（2）（3） 全ての貨物	い地域①	A	経済産業局
		り地域		
		は地域①	B１	経済産業局
		に地域①	D５	本省
3の2項	3の２項	い地域①	A	経済産業局
		り地域		
		は地域①	B１	経済産業局
	3の２項（1）	に地域①	D６	本省
	3の２項（2）	に地域①	D５	本省

※１：提出書類と申請窓口は、リスト規制該当項番と仕向地によって異なる
※２：キャッチオール規制に基づく許可申請は、本省となる

8　違反に対する罰則等

8-1. 違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

①外為法上の罰則等

刑事罰

・10年以下の懲役
・10億円以下(法人)、3千万円以下(個人)又は目的物価格の5倍以下の罰金

行政制裁

・3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
・別会社の担当役員等への就任禁止

警告

・公表あり

②その他のリスク

✓ **社会的制裁**

・ マスコミでの報道
・ 社会的信用の失墜
・ 企業イメージの低下

✓ **株主代表訴訟**　など

・違反行為について自主申告があった場合には処分等において考慮されることがある。

・公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

8-2. 主な違反事例（重大違反）

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備　考
令和２年１１月１２日（判決）： 代表者に懲役２年（執行猶予４年）、罰金１，０００万円 令和３年７月９日（行政処分）： ①代表者A：１１か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②代表者B、法人：２か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維製造装置の部分品 （４項（１０）） ・中国	・無許可輸出
平成３０年１月２２日（略式命令）： 個人に対し罰金１００万円 平成３０年４月２４日（行政処分）：３ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10項 (2)(4))(7)) ・中国	・無許可輸出
平成２９年７月２５日（行政処分）３ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(２項(１３)) ・イラン等	・無許可輸出
平成２７年６月１５日（略式命令）： 元社員に対し罰金１００万円、法人に対し罰金１００万円 平成２８年１月２０日（行政処分）：４ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2項(１７)) ・中国	・韓国迂回
平成23年３月２５日（判決）： 代表取締役に１年６ヶ月（執行猶予３年）、法人に対し罰金１２０万円 平成２３年７月２０日（行政処分）：１年１ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日（判決）： 社長に懲役2年（執行猶予４年）、法人に対し罰金６００万円 平成２２年６月１８日(行政処分)　：７ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成２１年８月７日（判決）： 社長に懲役３年（執行猶予４年）、法人に対し罰金５００万円 平成２２年１月１９日（行政処分）：１年４ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り ・韓国迂回
平成２１年7月16日（判決）： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年） 法人に対し罰金４,７００万円 平成２１年８月１４日（行政処分）：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2項(１２)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出

8-3. 主な違反事例とポイント

違反事例	違反防止のポイント
該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、**担当者の判断で無許可で輸出**してしまった。	契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。 **故意の場合は重大な違反。**
無償サンプルの提供は販売ではないので、輸出に当たらないと認識していた。	無償サンプルの提供であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。 **有償か無償かは判断基準にならない。**
メーカーから該非判定書を入手し、非該当となっていたので、**確認せずにそのまま輸出**した。	入手した該非判定書を自社でも確認を行うことが必要。 **外為法の責任は輸出者が負うことになる。**
輸入した機器の故障修理のための返送なら、**許可は不要と認識し輸出**した。	修理のための返送や不良品の返品でもリスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。 **返品でも許可の対象となる。**

8-3. 主な違反事例とポイント

「非該当との思い込み」が原因の事例

違反事例	違反防止のポイント
以前同じものを輸出したときは非該当だったから、**今回も非該当だと思い込み**、輸出をしてしまった。	該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、**最新の規制内容に基づいて行う**ことが必要。

「法令に対する認識の欠如」が原因の事例

違反事例	違反防止のポイント
メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、**用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要と思っていた。**	リスト規制に該当した場合は、**用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要**。該非判定手続きを定めるとともに社内教育が必要。

「体制未整備」「出荷誤り」が原因の例

違反事例	違反防止のポイント
メーカーから該非判定書を入手したが、**許可申請の方法が分からず放置**し、輸出してしまった。	輸出管理体制が未整備のため、**輸出者等遵守基準を網羅したＣＰを整備**し、輸出に当たっては、ＣＰに基づく手続が必要。

正しい法解釈と、輸出時の管理体制整備を整えることが重要！
迷ったら経済産業省へ相談を！